

令和6年11月22日付け県公報第572号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月18日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関  
御前崎市
- 2 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和6年11月12日から令和7年2月28日まで  
変更後 令和6年11月12日から令和7年2月6日まで
- 4 作業地域  
御前崎市白羽字西山 1箇所

=====

令和6年10月18日付け県公報第562号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月18日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関  
静岡県
- 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 3 作業期間  
変更前 令和6年10月1日から令和6年12月9日まで  
変更後 令和6年10月1日から令和6年11月1日まで
- 4 作業地域  
浜松市浜名区三ヶ日町